

京都市告示第474号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年11月30日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
上久世石見上 里線	南区久世中久世町五丁目100番地の2地 先から 同町320番地地先まで	旧	メートル 30.20	メートル 4.97 ~ 7.41
		新	45.40	9.59 ~ 27.00

道路の種類 市道  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
久世高田3号 線	南区久世中久世町五丁目311番地地先か ら 同町314番地の2地先まで	旧	メートル 77.30	メートル 7.29 ~ 17.80
		新	74.80	9.59 ~ 25.60
久世高田5号 線	南区久世中久世町五丁目311番地地先内	旧	メートル 15.50	メートル 8.00 ~ 14.20
		新	14.20	6.50 ~ 11.00

(建設局土木管理部道路明示課)